

人権を守る	1~4
犯罪被害者支援	5~6
日弁連司法修習委員会	7~8
日弁連リーガル・アクセス・センター	9~10
憲法を考える	11
日弁連リーガル・アクセス・センター	12
研究委員会	13
弁護士官等推進センター	14
マネロン対策	15
教育法制改正問題	16
公益財団法人日弁連法務研究財団	17
中小企業の国際業務の法的支援	18
WG	18
多文化共生社会の実現	19
ワーキンググループ	19
法曹養成制度改革	20

日弁連委員会ニュース

日弁連人権ニュース

編集責任：日弁連人権擁護委員会

人権を守る

2024.3.1 第99号

※題字は北山六郎元日弁連会長



障害を理由とする不妊手術等の 不当な働きかけを 防止するために 差別について意見書を公表

日弁連は、昨年11月14日付けで「旧優生保護法改正後における障害を理由とする不妊手術及び人工妊娠中絶の不当な働きかけを防止する措置を求める意見書」を取りまとめ、厚生労働大臣及び自治体家庭庁長官宛てに提出しました。

これまで、日弁連は、2017年2月に旧優生保護法の問題に焦点を当てた意見書を公表したことをはじめとして、同問題に関する複数の意見書及び会長声明を公表してきたほか、22年の人権擁護大会では、「旧優生保護法下において実施された優生手術等に関する全面的な被害回復の措置を求める決議」を採択しました。

これらの意見書等は、旧優生保護法下における優生手術等の被害回復を主題としてきましたが、本意見書は、旧優生保護法改正後もなお残っている差別的解消を主題とするものです。

22年12月、北海道檜山郡江差町にある社会福祉法人が運営するグループホームにおいて、結婚や同居を希望する知的障害のある入居者十数名が不妊処置を受けていたとの事実が報道されました。その後、北海道が同法人に対して監査

取りまとめに至る経緯

旧優生保護法は、1948年に制定され、96年に母体保護法へと改正された法律です。旧優生保護

旧優生保護法改正後も 根強く残る影響

旧優生保護法は、1948年に制定され、96年に母体保護法へと改正された法律です。旧優生保護

旧優生保護法が改正された後も 障害のある人への不妊手術及び人工妊娠中絶の不当な働きかけを防止し、障害のある人を含む全ての人々が、自由な意思によって、子をもうけるか否か、いつ・何人

旧優生保護法は、1948年に制定され、96年に母体保護法へと改正された法律です。旧優生保護

旧優生保護法が改正された後も 障害のある人への不妊手術及び人工妊娠中絶の不当な働きかけを防止し、障害のある人を含む全ての人々が、自由な意思によって、子をもうけるか否か、いつ・何人

旧優生保護法は、1948年に制定され、96年に母体保護法へと改正された法律です。旧優生保護

旧優生保護法に関連する近年の主な動き

年月	できごと
2017年2月	最初の日弁連意見書公表
2018年1月	全国初の国賠訴訟の提起(仙台) 以後各地で提訴が続く
2019年4月	一時金支給法成立
2019年5月	全国初の国賠訴訟の判決(仙台) 除斥期間の適用により敗訴
2022年2月	大阪高裁で初の勝訴判決 除斥期間の適用を制限 以後、勝訴・敗訴が分かれる
2022年9月	第64回日弁連人権擁護大会決議
2022年12月	北海道檜山郡江差町のグループホームの報道
2023年11月	最高裁が上告受理

19年4月によろやく、被害者への補償法として、「旧優生保護法」に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立しましたが、障害のある人に対する差別は今もなお社会に深く根付いています。

不当な働きかけ自体を なくすために

障害のある人に対して、その人に障害があることを理由に、不妊手術や人工妊娠中絶を受けるよう強要や勧奨等の不当な働きかけを行うことは、何ら正当な理由のない取扱いであり、このような働きかけを行うこと自体が障害のある人に対する差別です。

旧優生保護法が改正された後も、同法の影響は根強く残っており、障害のある人は周囲からの差別によって不当な圧力を受け続けているため、不妊手術や人工妊娠中絶を受けるよう不当な働きかけを受けた場合に、これを拒むことは困難です。特に、このような不当な働きかけが、福祉サービス等の支援の提供と関連付けて行われた場合には、障害のある人は、これを拒めば支援の提供を受けられなくなるのではないかというおそれから、働きかけを拒むことは事実上極めて困難です。

求めた措置の内容

① 国は、福祉施設を含む福祉関係機関及び医療機関において、障害のある人に対し、不妊手術及び人工妊娠中絶を受けるよう働きかけが行われているか否か並びに行われている場合にはその理由、実態及び背景事情について、すみやかに、全国的な調査を実施すべきです。

今後の取組

② 国は、障害を理由として不妊手術及び人工妊娠中絶の不当な働きかけを行わないよう、広く国民全体に対し、啓発活動を行うとともに、障害のある人の支援に関わる福祉関係者及び医療関係者に対しては、不当な働きかけを行ってはならないことを周知徹底すべきです。

③ 国は、障害のある人が、周囲から、不当な働きかけを受けることなく、自らの自由な意思で

子をもうけるか否か、いつ・何人もうけるかを決定することができるようになるために、障害の特性に合わせた包括的性教育の実施及び妊娠、出産、子育てについて社会の中で学ぶ機会の充実を図るとともに、生活支援及び子育て支援を充実させるべきです。

昨年11月、最高裁が旧優生保護法国賠訴訟の上告を受理し、大法廷での審理が決定され、本年5月29日に弁論が開かれることになりました。本年中に、最高裁判決が言い渡される見通しです。正義・公平の理念に基づき、除斥期間の適用を広く制限する判決となることを期待しています。

今後も、旧優生保護法に関する様々な動きに注目しつつ、同法の改正前・改正後を問わず、被害の全面回復及び差別の解消に向けた取組を続けていきます。

(人権擁護委員会 副委員長 松岡 優子)

「鶴見事件」 第3次再審請求棄却 決定を受けて

昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

昨年11月9日、主任弁護人事務所(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

昨年11月9日、主任弁護人事務所(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

昨年11月9日、主任弁護人事務所(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

昨年11月9日、主任弁護人事務所(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

昨年11月9日、主任弁護人事務所(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

昨年11月9日、主任弁護人事務所(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

昨年11月9日、主任弁護人事務所(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。昨年11月7日、横浜地裁第2刑事部(丹羽敏彦裁判長)は鶴見事件の第3次再審請求を棄却しました。

シンポジウム 「生殖医療技術の法整備に ついて考える」を開催

昨年12月7日、人権擁護委員会生殖医療法プロジェクトチーム(以下「当PT」)は、

踏まえ、議連の「たたき台」改定案に対し、出生した子の権利の保障として、提供者の特定情報まで含めた開示制度や、親子関係の安定に資する手続規定の詳細な整備が必要であることのほか、認知制度を含めた親子法の議論の必要性などの意見を述べ、閉会となりました。

議連の「たたき台」改定案公表の際、同案が提供者の意思にかかわらず、提供者の身長、血液型、年齢を子に開示するといった点に対し、出自を知る権利に配慮したと評価する報道も散見されました。

今回のシンポジウムは、子の出自を知る権利の保障のあり方を含め、改めて生殖医療技術の法整備の課題を示す機会となったと言えます。しかし、具体的な法整備が進む中、ここで示した課題を多くの国会議員に伝え、今後の法案に反映させる働き掛けが重要です。

当PTでも取組を強めて参りますが、多くの会員に関心を持って頂き、ご協力頂ければ幸いです。

人権擁護委員会生殖医療法プロジェクトチーム

座長 平原 興



生まれた子の権利の重要性を強調する石塚氏



医師の立場で法的整備を訴える吉村名誉教授

（鶴見事件弁護団 事務局長 久保内 浩嗣）

（鶴見事件弁護団 事務局長 久保内 浩嗣）

（鶴見事件弁護団 事務局長 久保内 浩嗣）

刑事施設の面会にも合理的配慮の提供を！ ～大阪拘置所における面会受付及び介助に 関する人権救済申立事件～(勧告)

日弁連は、大阪拘置所に収容中の死刑確定者である申立人が障がい者である同人の夫の面会等について同拘置所に介助等の配慮を求めた人権救済申立事件について、昨年10月2日付けで、大阪拘置所長に対し、勧告しました。

事案の概要

本件は、大阪拘置所に収容されている死刑確定者である申立人が、2019年7月、大阪拘置所に対し、申立人の夫が障がい者であるとして、申立人の夫が申立人との面会のために大阪拘置所に来た場合、夫が必要とする全ての介助を行うようお願いしたのに対し、大阪拘置所長が、「願意取り計らわない」と申立人に告知したこと(以下「本件告知」といいます。)が、障がい者に対する人権侵害であるとして人権救済を申し立てた事件です。

勧告の内容

日弁連は、大阪拘置所長による本件告知が、「合理的配慮」の提供に不可欠である建設的対話を予め拒否したもので、合理的配慮の不提供に該当し、障がい者を差別するものとして、憲法第14条第1項、障がい者の権利に関する条約及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「差別解消法」といいます。)第7条第2項に反し許されないとした上で、障がい者が被收容者との面会のために来訪した場合には、大阪拘置所において、当該来訪者の持つ障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や具体的な状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該来訪者又はその補助者との建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応するよう勧告しました。

「合理的配慮」の 不提供は許されない

憲法第14条第1項の保障の下では、障がい者の日常生活等における社会的障壁を取り除くことは、障がい者に対する差別を禁ずる上で極めて重要です。そのため、日本は、07年には、障害者の権利に関する条約に署名し、13年6月には、差別解消法を制定(16年4月施行)、14年には、障害者の権利に関する条約を批准・発効させました。そして、差別解消法は、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、(中略)：当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と規定するとともに(第7条第2項)、同法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において、「必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供にあたっては、双方の建設的対話による相互理解を通じて柔軟な対応が必要とされる建設的対話を予め拒否する「合理的配慮」の不提供は許されないとされています。

大阪拘置所長による本件告知は、申立人の夫の具体的な状況を踏まえた建設的対話をあらかじめ拒否したものと看做されるを得ず、「合理的配慮」の不提供に該当します。大阪拘置所長が二度と同様の対応をすることがないよう、前記のとおり勧告しました。建設的対話が進められ、障がい者が、自分で付添人を用意しなくても、被收容者と面会できるよう柔軟な対応がなされることを期待します。
(人権擁護委員会3部会
委員 工藤 芳明)

オンライン シンポジウム

障がい者の自立生活の推進のために 「障害者の自立生活を阻むものは何か？」 「障害者の普通の暮らしを知ろう」を開催

昨年10月31日、日弁連人権擁護委員会障がい理由とする差別禁止法制に関する特別部会は、標記シンポジウムをオンライン形式で開催し、約340名もの参加がありました。

シンポジウムの趣旨

2022年4月、地域での自立生活を求める重度障がい者に対して、インターネット上で「殺処分がいいやん」「マジで死んでほしい」「何が目的で生きてるのか意味が不明」等の投稿がされた件で、同年12月に東京地裁は相次いで「障がいを持つ」原告の生存する意義を否定する違法な発言等として、投稿者の発信者情報の開示をプロバイダーに命じる判決を下しました。この事案からは、障がい者の自立生活の実現が阻まれている要因の一つとして、市民の一部に障がい者に対する差別意識があることがうかがえます。

パネルディスカッション

引き続き、障がい者の自立生活を阻むものは何かをテーマの中心に、4人のパネリストによるパネルディスカッションが行われました。殿村久子・CILEKにたち援助為(エンジョイ)センター代表は、障がい当事者の立場から、自身が自立生活を始めた経緯や、重度障がい者がどのように生活を送っているかを報告した上で、自立生活を阻む要因として、自立生活の安心感の確保と自立生活のための情報取得の困難さがあげられると指摘しました。また、障がい者を抱える家族が面倒を見るのが当たり前だという考え方も阻害要因になっているとの指摘がありました。

基調報告

まず、田中恵美子・東京家政大学人文学部教育福祉学科教授が、「国連の日本への脱施設勧告の意義 地域に住み続けることは『わがまま』ではない!」とのテーマ

生活して介護を担ってきた経験に触れつつ、改めて、自立生活の推進のためには教育が重要である旨を指摘しました。

上東麻子・毎日新聞記者は、障がい者へイトスピーチ事件やグループホーム建設反対運動等の取材を担当してきた新聞記者の立場から、自立生活を阻むものとして、障がい者への無理解・偏見や優生思想があるのではないかと指摘しました。また、自立生活の推進のためには、障害福祉サービスの報酬改定によって施設から地域へ、ビジネスモデルを変えることが必要である旨を指摘しました。

パネルディスカッション

引き続き、障がい者の自立生活を阻むものは何かをテーマの中心に、4人のパネリストによるパネルディスカッションが行われました。殿村久子・CILEKにたち援助為(エンジョイ)センター代表は、障がい当事者の立場から、自身が自立生活を始めた経緯や、重度障がい者がどのように生活を送っているかを報告した上で、自立生活を阻む要因として、自立生活の安心感の確保と自立生活のための情報取得の困難さがあげられると指摘しました。また、障がい者を抱える家族が面倒を見るのが当たり前だという考え方も阻害要因になっているとの指摘がありました。

シンポジウムを経て

これまで、自立生活の推進の問題と障がい者差別の問題を結びつけて議論されることが少なかった

ものの、本シンポジウムを通じて大いに関連する問題だと認識するに至りました。また、問題の根本解決を図っていくには、インクルーシブ教育の推進も重要であることを実感することができました。

アーカイブ映像の公開について

本シンポジウムのアーカイブ映像が公開されました。次のURL <https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2023/231031.html> 及び左記の二次元コードより本年10月31日まで配信されており、当日に視聴ができなかった方は是非ご視聴いただければと存じます。



(人権擁護委員会障がい理由とする差別禁止法制に関する特別部会
特別委嘱委員 幡野 博基)



それぞれの立場を背景に、議論に臨むパネリストたち

技能実習制度の看板の

付け替えにさせないために 有識者会議の最終報告書に対する会長声明

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に2022年11月22日に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」といいます。)は、昨年11月30日に最終報告書を取りまとめました。これに対し、翌月7日、標題の会長声明が発出されました。

今回の会長声明

一方、転籍にその他の要件を付すべきではないとしました。しかし、最終報告書は提言部分の4項「新たな制度における転籍の在り方」において、就労開始後1年経過すれば本人の意思による転籍を認めることとした一方で、10項「その他(新たな制度に向けて)」では、「(転籍の要件である同一の受入れ機関での就労期間について) 当分の間、受入れ対象分野によっては1年を超える期間を設定することを認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討する。」としています。このように「経過措置」にもかかわらず、その終期や条件を示さず「当分の間」と記載するだけでは、1年を超える転籍制限が恒久的かつ無限定に容認され、原則と例外が逆転し、新制度が技能実習制度の「看板の付け替え」に留まってしまうおそれがあります。そこで、今回の会長声明ではこの点を批判しています。

最終報告書取りまとめ後の動向

その後、本年2月9日には、関係閣僚会議において、最終報告書を踏まえた政府の対応方針が決定されました。この対応方針においても、本人の意向による転籍は、同一の機関において就労した期間が一定の期間(当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年〜2年の範囲内で設定)を超えていることを要件としています。そして、今年の通常国会では政府が関連法案の提出を予定していると報道されています。

今回の会長声明

本人の意向による転籍について、日弁連は、有識者会議の昨年4月19日付け「中間報告書案」に対しては、同月26日付けの会長声明で、技能実習制度廃止後の新制度では転籍を原則として自由とし制限を設けるべきでないことを求めました。また、有識者会議の同年10月18日付け「最終報告書たき台」に対しては、同月26日付けの会長声明で、就労が1年を超える者については転籍が可能であるとした点は労働者としての当然の権利を一定程度保障するものとして評価す

最終報告書は、経過措置を設ける理由について、10項において「人材流出が生じないか」という懸念があり、地方や中小零細企業等への配慮の観点からも、急激な変化を緩和するための措置を検討する必要がある。」としています。しかし、今回の会長声明では、①同一の業務区分内でのみ転籍が許容されている中でそのような人材流出が起きる可能性は実証されていない、②職場への定着は、単に賃金の問題のみならず、職場の就業環境・育成環境の改善、地域における共

外国人労働者のための新制度の構築を

転籍の点以外でも、最終報告書では、監理団体の人的・財政的な面での受入れ機関からの独立性の確保の仕組み、海外からの送出しの場面で労働者が多額の手数料を徴収されることを根絶するための方策が不十分であり、家族帯同も認められていません。いまこそ、真に外国人労働者の人権保障に合った新制度を構築する法律案が策定され提出されるよう、引き続き取り組む必要があります。

(人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題プロジェクトチーム
座長 高井 信也)

最高裁判決に従い 水俣病患者と認定するよう改めよ

「水俣病認定審査業務に関する環境省の審査基準の改定並びに不知火海沿岸及び阿賀野川流域の全住民を対象とした健康調査を求める意見書」

日弁連は、昨年12月14日付けで標題の意見書を取りまとめ、同月18日付けで、環境大臣、衆議院議長及び参議院議長宛てに提出しました。

2つの最高裁判決

水俣病問題については、2つの最高裁判決によって、国のとってきた政策が誤りであったことが確定しています。1つは2004年10月15日関西水俣病訴訟最高裁判決(以下「2004年判決」といいます。)です。水俣病が発見され、健康被害が生じているのに、適切な規制権限を行使しなかったとして、国家賠償責任が認められたものです。もう1つは、2013年4月16日水俣病認定義務付け訴訟最高裁判決(以下「2013年判決」といいます。)です。国が定めていた水俣病の認定基準が不十分であり、より広く、水俣病患者として認めるべきことを明らかにしたものです。筆者なりにまとめると、前者の2004年判決によって過去の公害防止のための行政施策が適切になされていなかったことにつき国の法的責任を断じ、後者の2013年判決によって現在の公害被害者救済のための施策が不十分であることが断罪されたものといえます。

2013年判決後の認定状況

環境省は、2013年判決を受け、14年に感覚障害だけでも水俣病として認定される基準を設けたとして通知を発しました。では、その新通知による実際の認定状況がどのようになったのかという点、左記の一覧表の通りです。17年度の新潟県だけ突出して認定数が増えています。同年11月29日東京高裁判決によって認められた患者が9人にのぼったこと、行政が設置した認定審査会では、ほとんど水俣病患者とは認めない運用が継続していることがお分かりいただけると思います。

	熊本県	鹿児島県	新潟県
2013年度	3	0	0
2014年度	0	1	0
2015年度	2	1	3
2016年度	2	0	0
2017年度	0	0	9
2018年度	0	0	1
2019年度	1	0	0
2020年度	0	0	1
2021年度	0	0	0
2022年度	1	0	0

総務省 公害等調整委員会 年度別水俣病認定患者数

今回の意見書について

新通知による運用実態は、最高裁判決によって水俣病患者と認定すべき被害者につき、別の口実であいかわらず切り捨てているという点で大きい問題です。三権分立をとっているのに、司法の判断を全くもって軽視しているといわざるを得ません。また、水俣病の発生・拡大に法的責任を負っている国が患者切り捨ての施策をとり続けることを容認すれば、加害者による責任逃れをみすみす許すこと

編集後記

本号の編集作業は昨年12月から始まりました。題字「人権を守る」横のイラスト選定作業中の本年1月1日に、能登半島で大地震が起こりました。被害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げます。▼イラストは石川県珠洲市の市花であるツバキにしました。珠洲市の各所にはヤブツバキが群生し、ツバキが珠洲市の市花になっています。3月に見頃を迎え、「徳保の千本椿」という名所もあります。▼復興を遂げ、ツバキを見に能登半島に行けるようになることを願っております。

(人権ニューズ編集委員会
委員 小西 憲臣)

になりかねません。

日弁連では、14年の新通知の発出後から、新通知の問題点について指摘してきましたが、2013年判決から10年経過し、判決後の運用状況を確認して、やはり被害者が適切に水俣病患者とは認められていない状況がより一層明らかになったとして、今回の意見書を発したものです。水俣病問題はまだまだ終わっていません。多くの会員の方にも関心を持ち続けていただきたいと思います。

(人権擁護委員会水俣病問題検討プロジェクトチーム
副座長 松尾 康利)